別紙様式（第三十四条関係）（令元内府法省令２・一部改正）

（用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105㎜とする。）

表　　面

第　　号

立　入　検　査　証

写 真	職　名
	氏　名
	生年月日　　年　　月　　日生
	発行日　　年　　月　　日
	有効期限　　年　　月　　日まで

上記の者は，電子記録債権法第73条第１項（第85条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査に従事する法務省の職員であることを証明する。

法　務　大　臣　　㊞

別紙様式（第三十四条関係）

裏　　面

電子記録債権法（平成19年法律第102号）抜粋

（報告及び検査）

第73条　主務大臣は，電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは，電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者に対し，当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ，又は当該職員に，電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入り，当該電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者にあっては，当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせ，若しくは関係者に質問（当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の関係者にあっては，当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（清算手続等における主務大臣の意見等）

第85条　裁判所は，電子債権記録機関の清算手続，破産手続，再生手続，更生手続又は承認援助手続において，主務大臣に対し，意見を求め，又は検査若しくは調査を依頼することができる。

３　第73条の規定は，第１項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第95条　次の各号のいずれかに該当する者は，１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

四　第73条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告をし，若しくは虚偽の資料を提出し，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

五　第85条第３項において準用する第73条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告をし，若しくは虚偽の資料を提出し，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

第98条　法人の代表者，代理人，使用人その他の従業者が，その法人の業務に関し，次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

二　第95条（第五号を除く。）　２億円以下の罰金刑

三　第95条第五号又は前条　各本条の罰金刑

電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第４号）抜粋

（立入検査の証明書）

第34条　法第73条第２項の規定により電子債権記録機関又は当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は，法務省の職員にあっては別紙様式によるものとし，金融庁の職員にあっては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成４年大蔵省令第69号）第１項に規定する様式によるものとする。